

令和8年4月13日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
各 都 道 府 県 支 部 長 殿

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
専務理事 田中 正晴

令和8年度 厚生労働省からの受託事業について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、令和8年度厚生労働省委託事業の「令和8年度化学物質管理に係る訪問支援事業」
を落札しましたのでお知らせいたします。

事業概要は別添1のとおりであり、事業の実施要領等詳細につきましては追ってご通知
いたします。

以上

令和 8 年度化学物質管理に係る訪問支援事業

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

第 1 事業の目的

本事業は、労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）、化学物質のリスクアセスメント及び令和 4 年に改正された労働安全衛生関係法令に基づく新たな化学物質規制の内容や、化学物質の危険有害性に関する知見の少ない事業場に対して、化学物質取扱作業に係る安全衛生指導の専門家（以下「派遣専門家」という。）を派遣して訪問支援（実地指導）を行うとともに、当該支援を行った事業場への支援内容に基づき自律的な化学物質管理に取り組む事業場の参考となる事例集を作成・普及することにより、中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進することを目的とする。

第 2 実施主体

本事業は、厚生労働省と(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実施する。

なお、事業の実施に当たっては、厚生労働省及び都道府県労働局と十分に連携するものとする。

第 3 事業の概要

1. 中小規模事業場等を主な対象とする訪問指導

化学物質を取り扱っている中小規模事業場等に対して派遣専門家を派遣し、事業場における化学物質管理の向上のための訪問指導を下記のとおり実施する。

ア 訪問指導対象事業場の選定

訪問指導対象事業場は、原則として、

- ①当会に直接支援の申し込みがあった事業場等
 - ②都道府県労働局及び労働基準監督署から訪問指導の要請があった事業場
 - ③厚生労働省に講師派遣の要請があった社団法人や学校法人等
- の中から選定する。

その際、①については、当会の本部及び支部による周知及び HP 等により支援対象を募集する。②については、あらかじめ厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課（以下「担当課」という。）の担当職員と相談の上、都道府県労働局及び労働基準監督署からの訪問指導の要請の受付方法（受付様式）などを調整する。③については、担当課から派遣要請があった団体を対象とする。なお、対象事業場の選定に当たっては、事前に担当課の担当職員と協議する。

なお、訪問指導実施数は、全国で 120 事業場程度とする。

イ 訪問指導の概要

訪問指導は、以下の 2 種類のいずれかの内容にて実施する。

① リスクアセスメント自律的管理定着支援コース

本コースでは、概ね 60 事業場に対し、下記の内容を実施する。

(a) 基本指導

各事業場における化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベル・SDS に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用し、各事業場における新たな化学物質規制に基づく化学物質管理の促進に資するような指導を行う。

その際には、当会会員用に策定した「労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編・改訂 3 版）」の活用を図る。

なお、ア②及び③により選定された対象に支援を行う場合には、これらに加え、派遣要請の際に求められた内容に応じて、新たな化学物質規制に基づく化学物質管理に係る必要な講習を行う。

(b) 個人ばく露測定

事業場において、作業毎に個人ばく露測定を実施する。

(c) リスクアセスメント

(b) で測定した結果を用いて、リスクアセスメントを実施する。

(d) 定着支援

訪問指導を実施した結果について、当該事業場に対して文書にてフィードバックする。フィードバックに当たっては、留意点の指摘のみならず、望ましい取組と思われる点なども含めた総合的な内容となるよう留意する。

また、当該事業場が自律的な管理に継続的に取り組んでいけるように、電子メール、電話等の手段により、労働安全衛生コンサルタント等による定期的なフォローアップを行う。

② リスクアセスメント導入支援コース

本コースでは、概ね 60 事業場に対し、下記の内容を実施する。

(a) 基本指導

各事業場における化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベル・SDS に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用し、各事業場における新たな化学物質規制に基づく化学物質管理の促進に資するような指導を行う。

その際には、当会会員用に策定した「労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編・改訂 3 版）」の活用を図る。

なお、ア②及び③により選定された対象に支援を行う場合には、これらに加え、派遣要請の際に求められた内容に応じて、新たな化学物質規制に基づく化学物質管理に係る必要な講習を行う。

(b) リスクアセスメント

CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) やコントロール・バンディング等の数理モデルを用いて、リスクアセスメントの導入支援を実施する。

(c) 定着支援

当該事業場が自律的な管理に継続的に取り組んでいけるように、電子メール、電話等の手段により、労働安全衛生コンサルタント等による定期的なフォローアップを行う。

ウ 訪問は原則として派遣専門家1名で行うこととする。

ただし、対象事業場における作業工程が特に複雑である等の理由により、1名の派遣専門家での指導が困難である場合には、妥当な範囲で複数名の派遣専門家による指導を行うこともあるが、この場合には、専門家間の役割分担を明確にするとともに、全体として指導の方向性が一致するよう、十分な意識合わせ等を行う。

また、上記ア①に係る訪問に当たっては、都道府県労働局又は労働基準監督署の求めに応じ、当該機関の職員が行う行政指導に伴う訪問指導とする場合があることに留意する。この場合においては、当該行政機関の職員と緊密に連携し、対応に疑義等が生じた場合には、都度当該職員と協議を行う。

エ 派遣専門家

派遣専門家のうち、業務を統括する者は、令和6年4月1日施行の改正労働安全衛生規則の規定に基づく化学物質管理専門家の要件を満たす者とし、その他の者については、化学物質管理の実務やリスクアセスメントの手法についての知識・経験を有し、これらの内容について他事業場に対する指導等の経験を有する者とする。これら専門家の選任に当たっては、その名簿を添えて担当課と協議を行う。

なお、派遣専門家は当会の会員の中から確保する。

オ 対象事業場数の調整

アに記載のとおり、指導実施数は全国で120事業場程度とするが、ウのただし書により複数名で指導を行う場合、あるいは遠方や離島である等の理由により旅費等を比較的多く必要とする事業場を対象とする場合など、当初予定していた旅費等の範囲では120事業場程度に対する指導を実施することが困難となる可能性も考えられる。そのような場合には、速やかに担当課の担当職員に協議する。

カ 対象事業場との連絡調整等

指導対象事業場との日程調整等は、原則として当会において実施する。なお、上記ア②の都道府県労働局又は労働基準監督署の求めに応じ訪問指導を行う場合には、当該行政機関の職員と調整の上、指導対象事業場との日程調整等を行う。

キ 指導実施内容の記録及びアンケートの実施

各事業場に対する訪問指導を行った場合には、指導後、指導の実施内容の概要が分かる指導記録を個別に作成する。なお、上記イ①リスクアセスメント自律的管理定着支援

コースにより支援を行った場合には、同(d)に記載のフィードバックとして、当該指導記録の写しを当該事業場へ送付する。

また、指導の効果を検証するためのアンケートを行うこととし、指導終了時にアンケート用紙及び返信用封筒を事業場に手交し、アンケートの協力を依頼する。なお、アンケートの内容については、あらかじめ担当課の担当職員と協議のうえ取りまとめる。

2. 派遣専門家打合会の開催

派遣専門家の指導内容の統一を図るため、訪問指導開始前に打合会を開催する。打合会は、ハイブリッド方式（対面とリモート）で開催し、延べ時間を 7 時間程度とする。

また、派遣専門家間の指導レベルの平準化を図ることを目的として、現場指導マニュアルを作成の上、打合会にて共有する。なお、当該マニュアルの作成に当たっては、事前に担当課の担当職員と協議する。また、当該マニュアルには、指導事例として 10 事例程度を包含した内容とする。

3. 事例集の作成

事業場名を伏せた形で、業種、事業規模、作業の様態、指導内容等をまとめ、事例集を作成する。

事例集の作成に当たっては、編集委員会を開催する。編集委員会は、対面形式を基本とし、計 4 回程度開催する。委員については、労働安全衛生コンサルタント等化学物質管理の実務やリスクアセスメントの手法についての知識・経験を有している者を 8 名程度幅広く選定することとするが、事前に担当課の担当職員と協議する。

事例集の構成については、利用者の利便性を考慮し、業種ごと又は対応すべき内容等がわかりやすくなるような章立てとする。事例集は、1 事例、5 枚（A 4 サイズ）程度の内容とし、写真の場合には個人情報等に十分配慮する。作成した事例集は、下記 4 の報告書に別冊として添付する。

4. 報告書の作成

上記 1～3 の各業務の実施結果について取りまとめた報告書を、令和 9 年 3 月 25 日の期限までに担当課に提出する。提出は、紙の報告書 10 部及び電子媒体（CD 等）とする（各項目において、報告書に添付することとされたものを含む。）。

5. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 25 日

第 4 事業実施の実施体制及びスケジュール

1. 事業実施の実施体制（図 1）

化学物質管理に係る訪問支援事業の実施体制は図1のとおりとし、本部事務局に第3の1～4に関する業務の責任者を1名、業務担当者を2名程度、また、業務の補助として事務補助者を必要数配置する。

なお、全国を10ブロックに分け、各ブロックに化学物質管理専門家をコーディネーターとして配置し、訪問支援及びばく露測定等について、事業場や労働局等と派遣専門家との調整に従事させる。

2. スケジュール (図2)

化学物質管理に係る訪問支援事業の年間スケジュールは図2のとおりである。

図1

委託事業実施体制

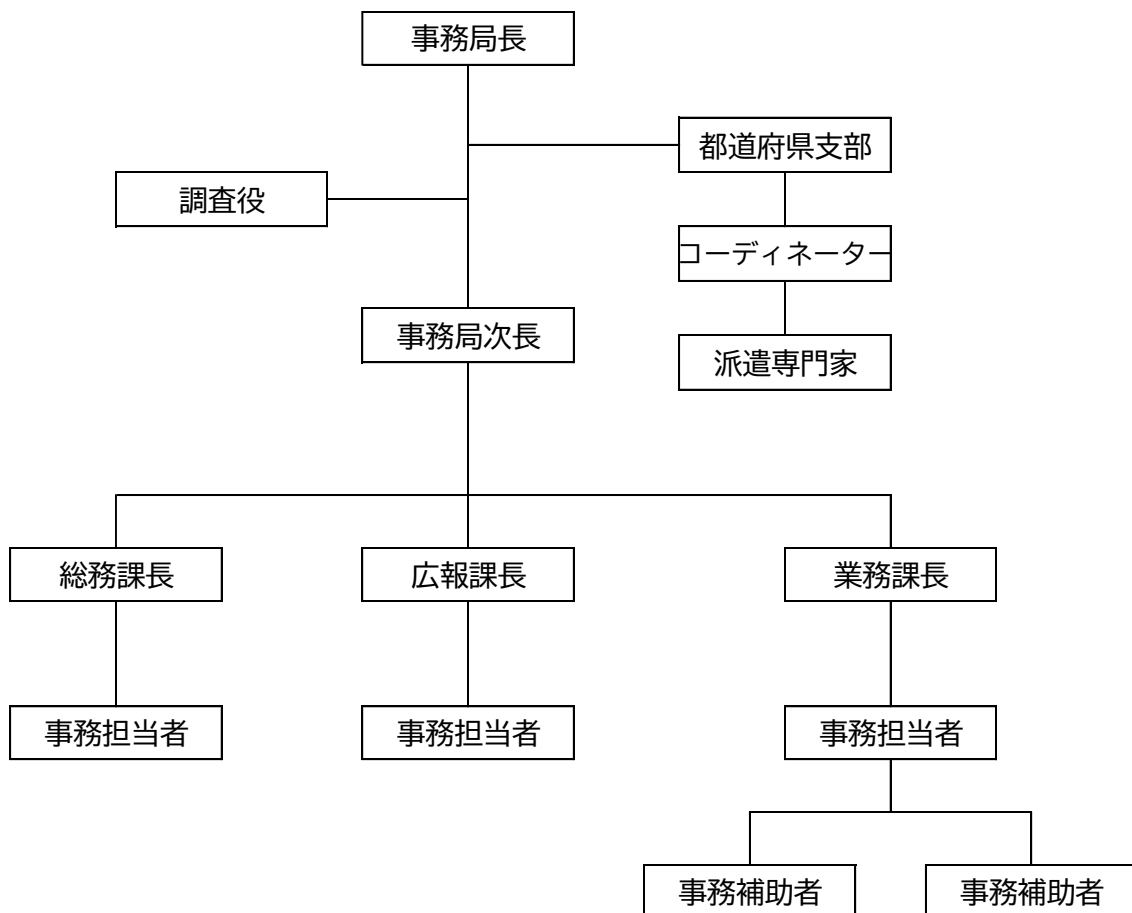


図2

令和8年度 化学物質管理に係る訪問支援事業 年間スケジュール

月 実施項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備	派遣専門家、編集委員選任 打合せ会の準備（現場指導マニュアル、講師選任） 各様式の決定（受付簿、指導記録票、アンケート項目） HP準備											
派遣専門家 打合せ会			ハイブリッド 方式									
訪問支援 & フォロー アップ				リスクアセスメント自律的管理定着支援コース・・・60事業場 リスクアセスメント導入支援コース・・・・・・・・・・60事業場								
編集委員会												
委託者との 定例会	準備項目の協議	準備項目の協議	事業場選定	事業場選定		事業場選定 実施状況		実施状況		実施状況		
報告書												